

2020年4月13日

〒531-0076  
大阪市北区大淀中一丁目1番88号  
梅田スカイビル タワーイースト  
積水ハウス株式会社  
代表取締役 阿部 俊則 殿

株主

上記株主代理人

弁護士 平 井 孝 典

弁護士 高 瀬 則 之

(上記株主及び代理人の表示等は後記  
「株主・代理人目録」記載のとおり)

### 事前質問状(追加) (第69回定時株主総会について)

前略

当職らは、積水ハウス株式会社（以下「貴社」といいます。）の議決権を有する株主である上記株主（以下「質問株主」といいます。）の代理人として、2020年4月23日に開催される貴社の第69回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に関し、貴社に対し、以下のとおり通知します。

質問株主は、本総会に関し、2020年4月7日付「事前質問状（第69回定時株主総会について）」を提出したところですが、これに追加して、下記の事項について質問しますので、本総会においてご説明ください。

なお、当職らの代理権限を証する書面は、既に貴社に送付済みです。  
本件に関するご連絡は、当職ら宛にお願いします。

草々

記

#### 【質問事項（説明を求める事項）】

11. 週間文春 2020年4月16日号に、『積水ハウス会長は不正取引を知っていた』55億円地面師事件 元不動産部長が実名告発」と題する記事（以下「本記事」という。）が掲載されている。

本記事によれば、貴社の不動産部長（当時）の黒田章氏が、2017年6月5日、社

長室を訪ね、現会長（当時は社長）の阿部俊則氏と面談した際、地面師事件に関し、阿部氏と次のやり取りをしたとのことである。

阿部氏 「あの件はどうなった？」

黒田氏 「五反田の件ですか？ネガティブ情報が複数あり、心配しています。」

阿部氏 「変な手紙が、三、四通届いているだろ」

黒田氏 「三、四通って、何のことですか？」

この時、黒田氏は、「変な手紙」が何のことか分からなかったが、その後「調査報告書」を読み、残代金決済日である 2017 年 6 月 1 日以前に地面師事件の五反田の土地の真の所有者から貴社に対し「内容証明郵便」が届いていたことを知り、阿部氏が述べた上記「変な手紙」とは、この内容証明郵便のことだと分かった旨を本記事で供述している。

そして、この供述を踏まえて、本記事の執筆者が貴社に対し、阿部氏がこの内容証明郵便の存在を知っていたかを質問したところ、貴社は、「弊社の調査で、同年六月一日時点では阿部も内容証明の存在を知らなかったことが判明しております。」と回答したとのことである。

以上に関し、次の事項について、説明されたい。

① 阿部氏が、黒田氏と、上記のようなやり取りをしたことは事実であるか。

それが事実である場合、「変な手紙が、三、四通」というのは、誰からの、いかなる内容の手紙を指しているのかを、具体的に説明されたい。

② 貴社の回答によれば、「弊社の調査で、同年六月一日時点では阿部も内容証明郵便の存在を知らなかったことが判明しております。」とのことだが、この「弊社の調査」とは、どの調査を指しているのか。具体的に特定して、回答されたい。

また、この「弊社の調査」のうち、上記回答の根拠となる部分を貴社は公開したか。

12. 貴社は、2020 年 4 月付「第 69 回定時株主総会上程議案への議決権助言会社のレポートに関する当社見解について」（代表取締役社長 仲井氏名義）を公開し、議決権行使助言会社である ISS 社が、阿部俊則氏（現会長）と稲垣士郎氏（現副会長）を取締役に選任する議案について「反対」推奨をしたことに対し、「ISS 社の反対推奨は誤った判断であると考えます。」との見解を表明している。

これに関して、質問する。

上記見解は、貴社取締役会の審議を経たうえで表明されたものか。そうでない場合、上記見解は、仲井氏の独断で表明されたものであるのか。

13. 貴社は、前項で述べたとおり、ISS 社のレポートに対して見解を表明する一方で、ISS 社と双壁をなす議決権行使助言会社である Glass, Lewis & Co.（以下「グラスルイス」という。）のレポートに対しては、何ら見解を表明していない。

グラスルイスは、本総会の取締役選任議案について、貴社の「現代表取締役 4 名全

員」の「反対」推奨をする一方、「株主提案者2名全員（勝呂氏、和田氏）」の「賛成」推奨をしており、報道でも大きく取り上げられている。その例を挙げれば次のとおりである。

- ・日経ビジネス オンライン（2020年4月9日付）  
「積水ハウスの『トップ4』、米グラスルイスが選任反対」
- ・日本経済新聞 電子版（2020年4月9日付）  
「米助言会社、積水ハウスの会長人事に反対推奨」

これに関して、質問する。

貴社は、ISS社のレポートに関する見解を表明しているが、グラスルイスのレポートに関しては見解を表明しないのか。表明しない場合、その理由を説明されたい。

14. 貴社は、「コーポレートガバナンス基本方針」において、「(1) 情報開示の基本方針 当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーに対して、財政状態・経営成績等の財務情報だけでなく、経営方針並びにCSR及びESG（環境・社会・ガバナンス）に関する活動等の非財務情報を積極的かつ公正に開示します。」と定めている。また、貴社は、2018年以降、「徹底したガバナンス改革」行ってきたと自らを評価している。

しかし、貴社は、個人株主からの「2018年1月24日付調査報告書の全文を貴社ウェブサイトで開示してください。」との要望（2020年1月15日付）に対し、「調査報告書は非公開を前提に作成された社内文書」であることを理由として、全文の公開を拒否した（2020年2月6日付貴社の回答）。

加えて、貴社は、個人株主からの「2018年1月24日の人事・報酬諮問委員会において、阿部会長の解職が相当という決議がされましたか。」という質問（2020年1月24日付）に対し、「人事・報酬諮問委員会は、議事を非公開」としていることを理由に、審議の結果について回答を拒否した（2020年2月6日付貴社の回答）。

さらに、貴社は、個人株主からの「2018年1月24日の取締役会議事録を開示してください。」との要望（2020年4月1日付）に対し、「取締役会規則・・・は非公開の書類ですので」との理由で、開示を拒否した（2020年4月8日付貴社の回答）。

なお、以上の要望・質問と回答は、「SAVE SEKISUI HOUSE」というウェブサイト（<https://ja.savesekisuihouse.com/latest> の<2020年4月8日>の『「不正取引」に関する株主の問題提起と現経営陣の回答（更新）』）に掲載されている。

これらを踏まえて、質問する。調査報告書、人事・報酬諮問委員会の審議の結果、及び取締役会規則について、いずれも貴社が「非公開」の取扱いとしているとの一事をもって公開しないことは、上記「コーポレートガバナンス基本方針」及び「徹底したガバナンス改革」との関係で、相当であると考えるか。相当であると考えられる場合には、その理由を説明されたい。

なお、人事・報酬諮問委員会の審議の結果は、貴社が自ら2020年3月5日付「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」にて公開しているし、取締役会規則については、多数の上場企業がウェブ上で自ら開示しているところである。

本項の質問については、貴社の現職の取締役及び監査役の全員の意見を聴取したうえで、回答されたい。

以上

## 株主・代理人目録

### 1. 株主の表示

住所

氏名

### 2. 代理人の表示

〒102-0083

東京都千代田区麹町3-2-4 麹町HFビル8階

法律事務所フロンティア・ロー

TEL：03-6256-9400 FAX：03-6256-9401

弁護士 平井孝典（第二東京弁護士会所属）

弁護士 高瀬則之（第二東京弁護士会所属）

以上